

平成29年 5月25日

各位

会社名 地盤ネットホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 強
(コード番号：6072 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員
管理本部長 玉城 均
(TEL. 03-6265-1834)

譲渡制限付株式報酬制度（業績条件付）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成29年6月26日開催予定の第9回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、平成25年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬の枠内にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させて、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度において当社が交付する譲渡制限付株式は、一定期間継続して当社の取締役を務めること、及び当社の中長期的な業績目標を達成することが条件として付された譲渡制限付株式となります。具体的には、当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象取締役は、当該契約によって交付された株式（以下「本株式」といいます。）につき、当該契約に定める一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）中、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします（以下

「譲渡制限」といいます。)。また、本株式に関しては、中期経営計画に掲げる主要な経営指標（連結営業利益等）その他の取締役会が定める指標につき、平成32年3月期事業年度終了時における目標達成度合いに応じて、本株式の全部又は一部の譲渡制限を譲渡制限期間が満了した時点で解除するものとし、他方で、譲渡制限が解除されなかった本株式は当社が無償で取得する仕組みとします。その他、本制度の具体的な内容及び運用に関する事項は、取締役会において決定いたします。

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、上記報酬の枠内にて、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額70百万円以内といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、対象取締役が交付を受ける本株式の総数は、年150,000株以内と致します。但し、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

なお、本株式の1株当たりの払込金額は 取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲にて、取締役会において決定いたします。

3. 当社の子会社の取締役への付与

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の子会社の取締役に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上